

1 見直しの趣旨

「生物多様性国家戦略2012-2020」(平成25年閣議決定)を踏まえ、埼玉県環境基本計画の下位計画として生物多様性保全に関する取組を整理

2 現行戦略と見直し戦略の相違点

- ・現行戦略(平成20年策定)は、生物多様性保全に関する取組の考え方、方法を示したガイドライン
- ・見直し戦略は生物多様性保全に関する具体的な施策や目標を設定するもの

3 今回の戦略の構成

第1章 総論……策定の趣旨、戦略の位置づけ、取組の期間 [平成33年度まで]、生物多様性をめぐる国内外の動き

第2章 生物多様性とは何か……定義、3つのレベルの多様性、生態系サービス、生物多様性の4つの危機、生物多様性の社会への浸透

第3章 埼玉県の生物多様性をとりまく状況……自然環境、人口及び土地利用、地域ごとの生物多様性の現況

第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組

1 基本的な考え方

2 施策展開の方向性

[基本戦略]

I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

【施策例】・奥秩父の原生林をはじめ重要な生態系を有する森林の保全を図る。

・間伐などの適正な森林整備により、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進する。

目標値:森林の整備面積 12,500ha(H29~33)

II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

【施策例】・良好な自然環境や景観等を形成する緑地を地域制緑地として指定し、緑地の保全を推進する。

目標値:緑の保全面積 531ha(H27)→557ha(H33)

・外来生物による被害を未然に防止するため、事業者や県民等を対象とした県政出前講座等を行い、外来生物や生態系へ与える影響等についての知識向上を図る。

目標値:外来生物の認知度 66.3%(H27)→75%以上(H33)

III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

【施策例】・緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率の向上を図るため、緑化計画届出制度の適切な運用とさらなる充実に努める。

目標値:身近な緑の創出面積 250ha(H29~33)

・希少野生動植物種については、学校や保護団体と連携した保護増殖を推進する。

目標値:保護増殖箇所数 88箇所(H27)→120箇所(H33)

第5章 各実施主体に求められる役割

[県、市町村、企業、NPO等、県民]

第6章 戦略の評価と見直し